代表検体について(同系統(同一構成要素の組合わせ違い)玩具及び同種玩具の運用)

(「おもちゃの試験法に係る Q&A (その3)」の「問 45」関係)

「同一の原材料であっても、基本的にはおもちゃ単位で試験を行う」ことが原則とされているが、一定の条件を満たす場合には代表検体によることができる。

代表検体が認められる場合

PVC・PE基材 (過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、重金属、ヒ素、カドミウム (PVC))

製造者・輸入者が、基材が同一の材質で同一の(基材の)着色料を使用している旨を確認した場合は、代表の検体を選択して試験を行うことができる。

確認の方法の例

又は、

- ・製造者・輸入者が当該製品について該当する食品衛生法の規格基準をスペックの中に含めて示して工場に発注している場合には、当該スペックを示す資料及び当該製品の該当部分について、発注者の指定したスペックを満たして製造している旨の工場の宣言書
- ・工場からの提出資料 工場長又は工場のマネージャークラスの署名・日付 それぞれの製品の名称、又は、それぞれの製品を特定でき る標識等

同一の材質等を使用している旨の具体的な陳述 (例えば、「フィギュア A」の腕に使用されている基材・着 色料と、「フィギュア B」の足の部分に使用されている基 材 (例えば PVC)・着色料 (例えば「赤色」の着色料) が 同一である旨の陳述)

塗膜

(重金属8元素)

「同系統の玩具(同一の構成要素(コンポーネント)を使用しているが、その組合せが異なる玩具のシリーズ)」について、「PVC/PE 基材」と同様の取扱いを認める。(確認を条件に、同一の色ごとに代表検体を認める。)

(同系統玩具の例)

- 例1) 積み木の組み合わせが少しずつ異なる「積木」セット のシリーズ
- 例 2) 木槌で打ち抜く部分の組み合わせがすこしずつ異なる 「だるま落し」のシリーズ
- 例3) ワイヤーの曲げ具合やワイヤーに通してあるカラーボール (そろばんの珠のようなもの) の組み合わせが異なる「ワイヤー・ボール」のシリーズ
- (注):「ウルトラマンシリーズ」や「恐竜シリーズ」は、以上に 説明した同系統の玩具(同一構成要素の組合せ違い玩具) には該当しないが、鋳型と塗装パターンが若干異なるだけ で、塗料自体は同一のものを使用している場合、「同種の玩 具」としてグルーピングできることもある。

この場合、下記の条件のもとに、塗膜の色ごとの代表検 体による試験を行って差し支えない。

「どのおもちゃのどの部分とどのおもちゃのどの部分に、 同一の塗料が使用されているかが<u>写真等により特定できる内容の製造工場の責任者の署名のある確認文書</u>があること。」

「着色料」

「着色料」はそれぞれの玩具について、全体として検査をすることとしているので、「代表検体」による試験は認めていない。

(ただし、同一素材の玩具に使われている着色料が同一の場合には、(同一の素材及び同一の着色料である旨の確認が取れれば) 代表検体を用いた試験でよい。)

PVCのフタル酸 可塑剤 (DEHP,DINP)

「同系統の玩具(同一の構成要素による組合わせ違い玩具)」について、「PVC/PE 基材」と同様の取扱いを認める。(確認を条件に代表検体を認める。

類似する人形のシリーズ (「ウルトラマンシリーズ」や「恐竜シリーズ」) 等が「同種の玩具」と認められる場合は、代表検体による試験によって差し支えない。

なお、この場合、製造工場の責任者の署名のある確認文書は、 どの玩具のどの部分とどの玩具のどの部分に、同一のPVC塗料 又はPVC基材が使用されているかが<u>写真等により特定できる内</u> 容のものであることが必要である。

(スクリーニング)

使用する検査機器等が規格値を超える値を検出できる感度が確保できるものであれば、その範囲内で、まとめて1回の試験でスクリーニングを行って差し支えない。

なお、フタル酸可塑剤が均等に混ざっていない場合もあること から、できるだけ各検体からサンプルを採取して、スクリーニ ング法等により測定することが望ましい。